

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

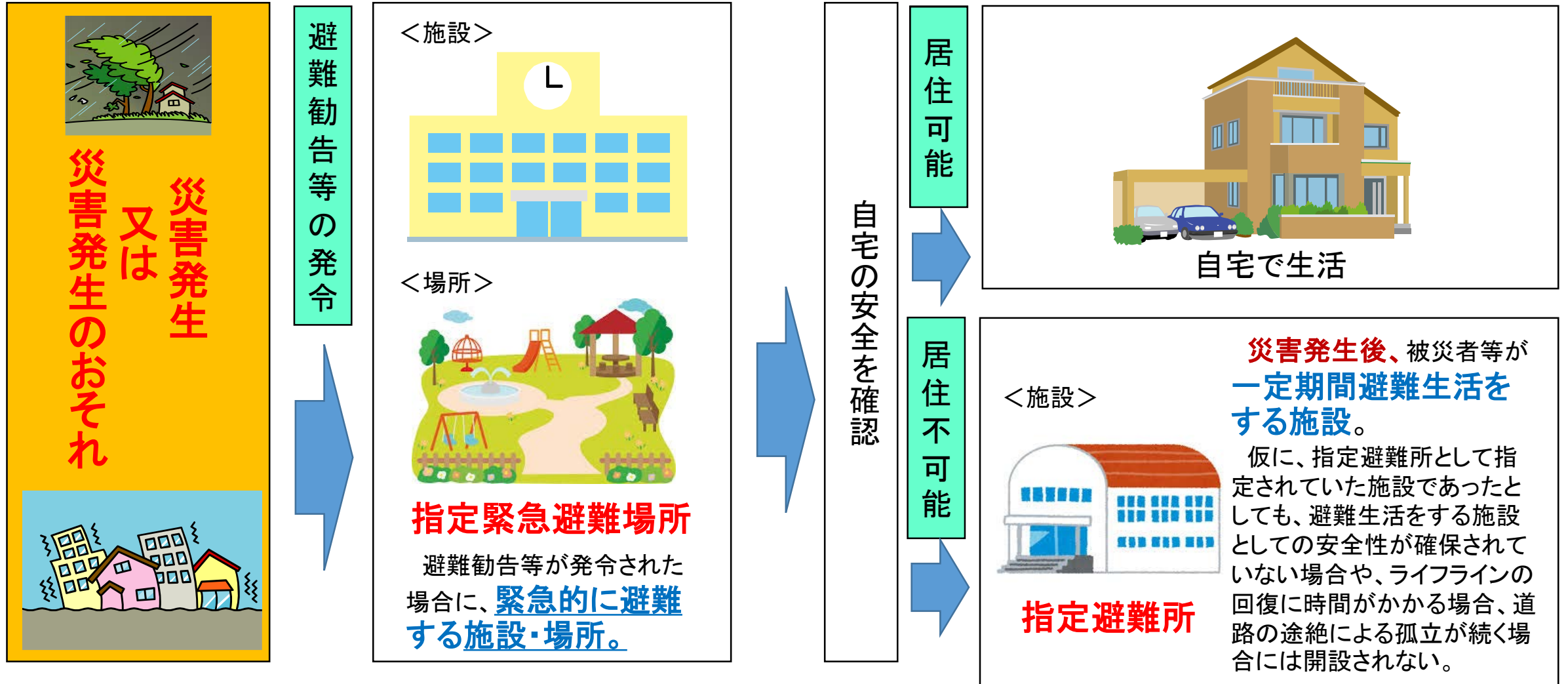
内閣府（防災担当）

福祉避難所について



内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付
参事官補佐 石田 耕一

指定緊急避難場所と指定避難所の違い



災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄)

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項(指定をしようとするときは、管理者の同意を得なければならない。)及び第三項(市町村は指定したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。)並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)(抄)

(指定避難所の基準)

第20条の6 法第49条の7第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(次号及び次条において「被災者等」という。)を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この号において「要配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

一般基準

特別基準

※1号から4号まで全て満たせば指定避難所である。

※1号から5号まで全て満たせば(指定避難所であり、)福祉避難所である。

災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)(抄)

(令第20条の6 の内閣府令で定める基準)

第1条の9 令第20条の6 の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下この条において「要配慮者」という。)の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 2 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 3 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

防災基本計画(平成30年6月 中央防災会議)(抄)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

(3) 指定避難所

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

7 避難の受入れ及び情報提供活動関係

○指定避難所については，市町村は，被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し，速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって，想定される災害による影響が比較的少なく，災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお，福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては，要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ，相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

指定避難所の指定状況に関する国への報告様式

記載例 3

平成29年x月xx日現在
〇〇県

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難 場所との重複	災害対策基本法施行令 第20条の6第5号に 規定する指定基準を 満たすものであるか	想定収容人数
1	〇〇小学校	〇〇県××市××1-2-3	xxxx-xx-xxxx			200人 (3㎡当り1人)
2	××市民体育館	〇〇県××市××1-2-4	xxxx-xx-xxxx	1		250人 (2㎡当り1人)
3	××公民館	〇〇県××市××1-2-5	xxxx-xx-xxxx			100人 (3㎡当り1人)
4	△△中学校	〇〇県△△郡△△町△△123-1	xxxx-xx-xxxx	1	1	150人 (2㎡当り1人)
5	△△福祉センター	〇〇県△△郡△△町△△123-2	xxxx-xx-xxxx		1	50人 (3.3㎡当り1人)
6	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
7	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
8	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
9	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
10						
11						
12						
13						
14						
15						

避難所

いわゆる避難所

指定避難所

いわゆる
福祉避難所

福祉避難所

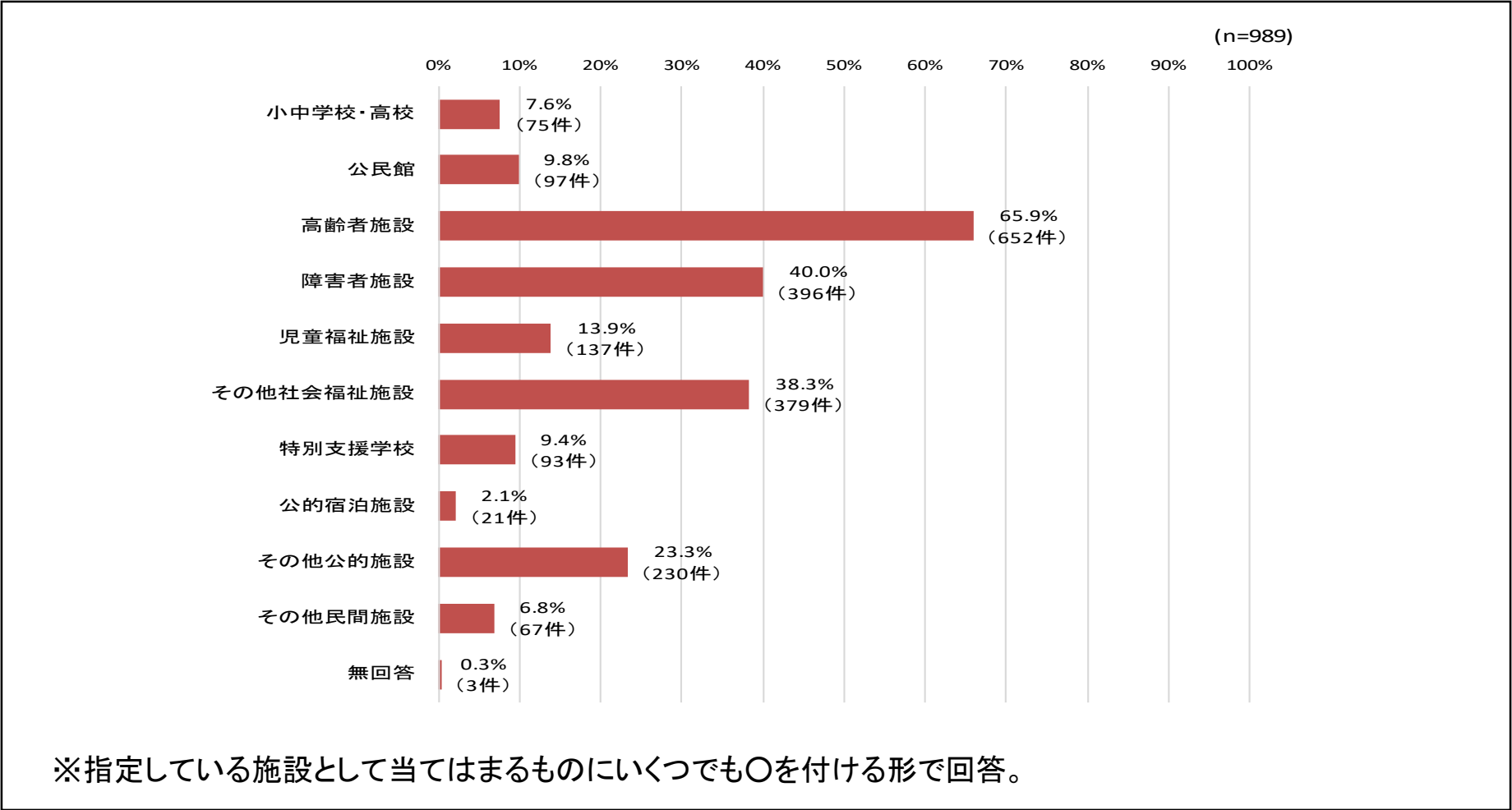
災害対策基本法施行令
第20条の6
1号～4号を全て満た
している施設で、市町村
が指定避難所として指
定。

災害対策基本法施行令
第20条の6
1号～5号を全て満た
している施設で、市町村
が福祉避難所として指
定。

福祉避難所として指定さ
れていないが、協定を締
結するなどして発災時に
福祉避難所として開設。

指定避難所として指定されていないが、協定を締結するなど
して発災時に避難所として開設。

図表2-3-1 福祉避難所(福祉避難スペース)として指定している施設の種類
(市町村アンケートQ7、複数回答)



民間の特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設をいわゆる福祉避難所とした場合

一般の避難者

- ・一般の避難所と同様に自助努力を前提とした支援

要配慮者の避難者

- ・一般の避難所と同様に自助努力を前提とした支援及び、介護が常時必要でなく、在宅で生活している要配慮者であるため、以下の配置等による支援も可能
- ・概ね10人の福祉避難所対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置
- ・高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等
- ・紙おむつ、ストーマ用装具（人工肛門・人工膀胱）等の消耗機材等

施設入所者

被災者ではなく、施設で生活するために費用を負担しているため、発災後も平常時と変わらない支援（生活場所及び常時介護が前提）

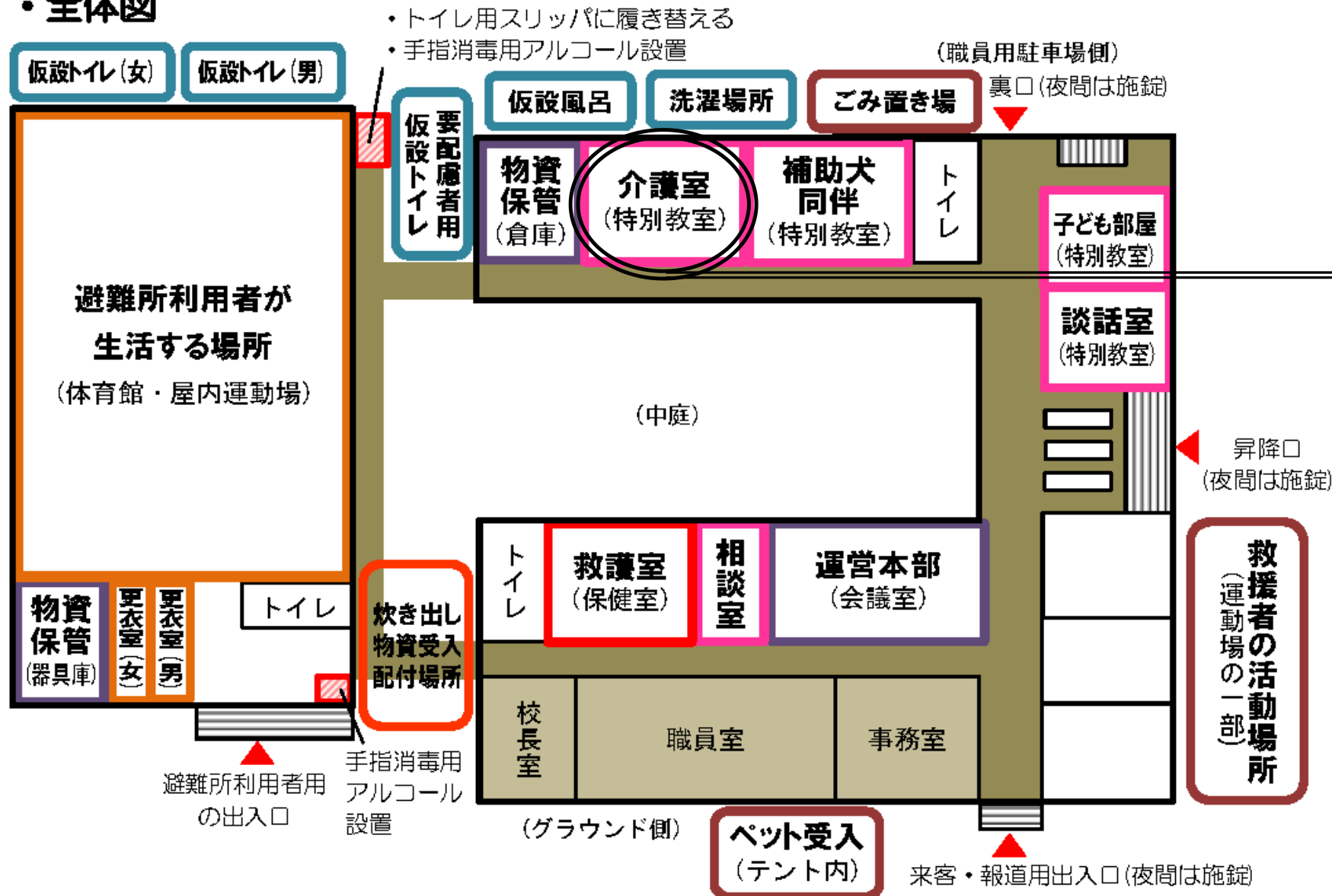
- ・食事の介助
- ・トイレの介助
- ・入浴の介助
- ・移動、リハビリテーションの補助
- ・食事の質、量
- ・緊急時の対応
- ・入所者の要望に対する支援

など

- ・避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。
 - ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
 - ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
 - ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
 - ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平時時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

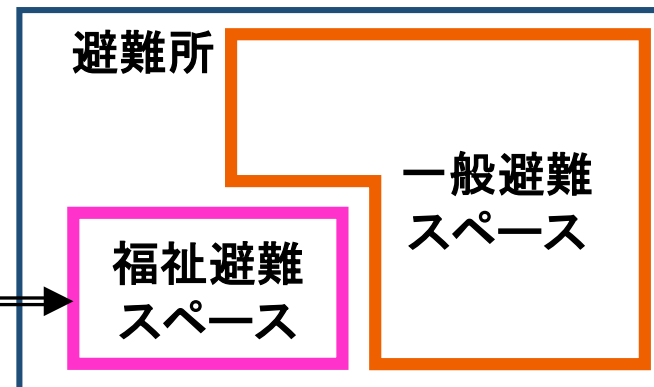
主な先進事例①－1 避難所の空間配置を事前に作成している例（愛知県）

・全体図

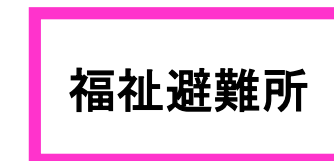


イメージ

・学校全体としてみた場合...

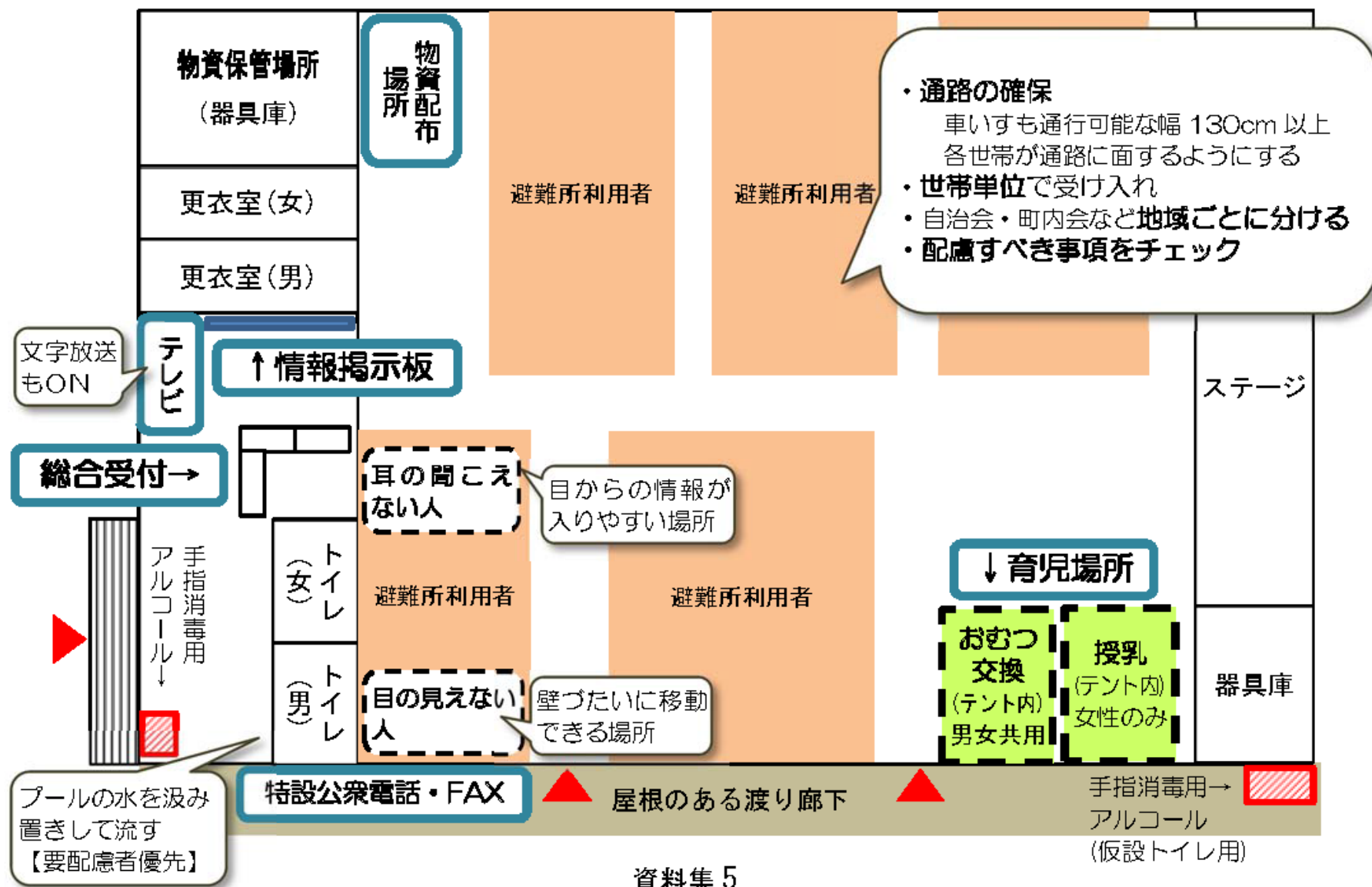


・介護室単独でみた場合...



主な先進事例①－2 避難所の空間配置を事前に作成している例（愛知県）

・避難所利用者が生活する場所（体育館・屋内運動場）

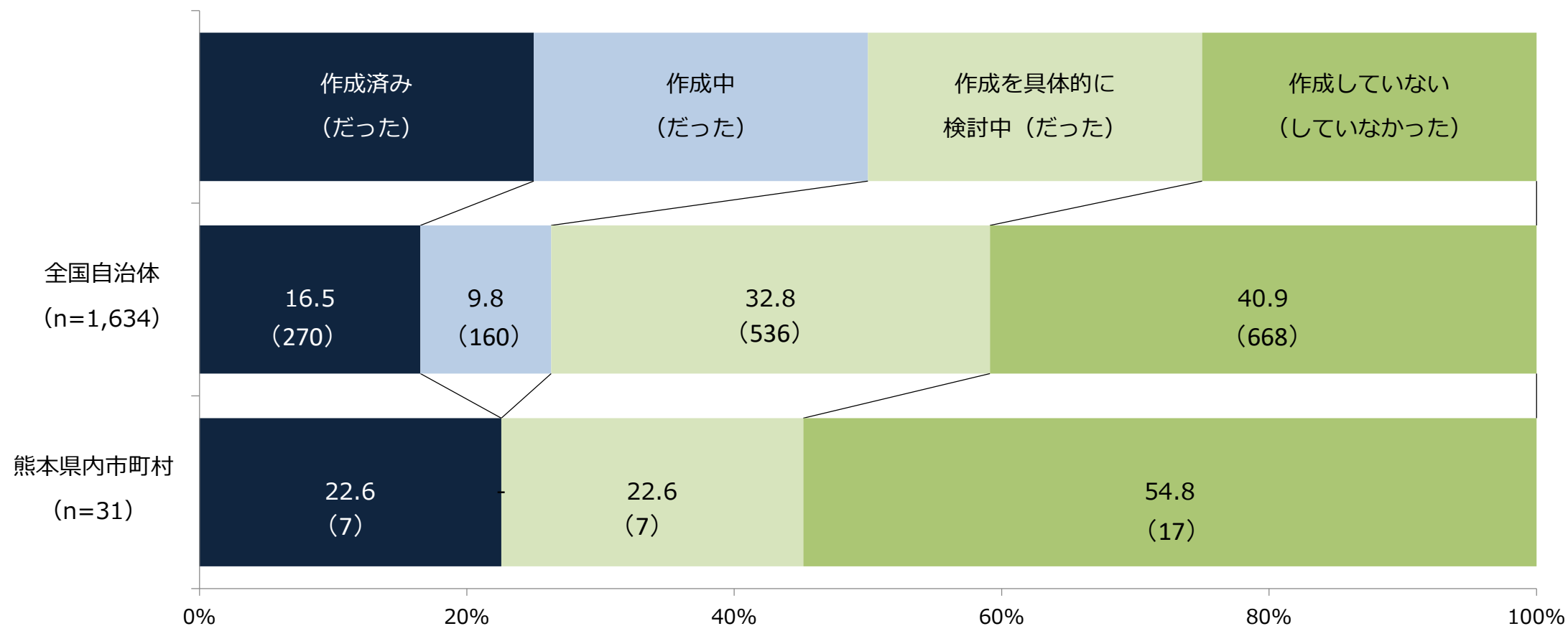


資料集 5

福祉避難所についての留意事項

- ① 現在は、災害救助法の適否にかかわらず、福祉避難所として指定していれば、市町村の判断により福祉避難所を開設することになっていること。
- ② 社会福祉施設でのショートステイの延長が福祉避難所ではないこと。
 - ショートステイで受けていた介護サービスは提供されないこと。支給限度基準額を超えたショートステイ費用を、災害救助費で支弁するわけではなく、支弁できるのは紙おむつや生活相談員の経費などに限られること。
- ③ 避難所の運営は、避難者の自主的な運営が原則であること。
 - 社会福祉施設が福祉避難所の運営を行うものではないこと。
- ④ 民間の社会福祉施設であっても、施設職員以外の専門職の確保が不可欠であること。
- ⑤ 避難所として必要となる生活機能（備蓄品の搬入・配給、炊き出し等）については、要配慮者の家族や近隣自治会等の応援が得られるかなどの確認が必要であること。

Q: 貴自治体では、福祉避難所運営マニュアルを作成していますか。(ひとつだけ)
(全国自治体・熊本県内市町村への調査)



Q: 貴自治体では、福祉避難所となる施設等と、日頃から、災害時に避難所となった場合を想定した訓練等を実施していますか。(ひとつだけ)
(全国自治体への調査)

